

こんなときどうする？ 固定資産税

土地や家屋などを持っていない人にとって、「固定資産税」はなじみが薄い税金かもしれません。しかし、その税収は福祉や教育、ごみ収集など身近な行政サービスを提供する上で、欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここでは、固定資産税について、よくお寄せいただく質問をご紹介します。

「固定資産税」とは…

土地、家屋、償却資産のことを「固定資産」といいますが、その固定資産にかかる税金が「固定資産税」です。毎年1月1日現在の所有者が固定資産の所在する市町村に納めます。税額は次のように算定し、納税者へ通知します。

- ① 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額（税額算出の基礎となる額）を算定します。
- ② 課税標準額に税率（1.4%）を乗じて得た額が固定資産税額となります。
- ③ 税額等を記載した納税通知書を納税者に送付します。課税資産明細書を必ず確認してください。



固定資産税 Q&A

Q 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？

A 納税義務は、相続人が引き継ぐことになります。また、固定資産税の名義については、固定資産を現実に所有することになった人（相続人）から申告書を提出していただき、翌年度から新しい名義人に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間、一時的に納税義務者を決めていただくもので、相続登記の手続きは別途必要です。早めに登記を変更することをお勧めします。

Q 家屋を取り壊した場合、手続きが必要ですか？

A 家屋の一部または全部を取り壊した場合は「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記している家屋の場合は、法務局での手続きが別途必要になります。

Q 年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか？

A 固定資産税は、1月1日現在の登記簿に所有者として登記されている人に対して課税されます。そのため売買契約を締結していても、1月1日に登記簿の名義変更が終わっていないければ、納税義務者は売主になります。

Q 償却資産とは何ですか？

A 償却資産とは、会社や個人が土地・家屋以外で事業（工場・事務所・店舗・アパート・駐車場など）の用に供することができる構築物・機械・器具・備品などをいいます。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日となっています。

④資産税課 ☎24-1111

防災行政無線で緊急情報を伝えています

大雨や台風による風水害、地震などの災害は、いつ起こるか分かりません。また、災害で道路や電力などが使えなくなり、情報が遮断されることもあります。このようなき、災害に関する情報をいち早く皆さんに伝える手段として、市内各地に設置している防災行政無線を活用しています。

防災行政無線とは？

火災情報や大雨、台風などの気象情報、地震などの緊急情報を素早く一斉にお知らせすることを目的とした放送設備です。消防局に設置する親局から中継局を介して各地の子局（屋外拡声子局）が受信し、拡声スピーカーで放送する仕組みになっています。無線を使っているため、災害時に回線が切断される恐れがありません。またいずれも電源装置を備えているので、災害の際の停電時も作動します。

放送内容は？

- ① 災害に関する緊急情報（火災情報、災害時の避難準備情報、避難指示、避難勧告、大雨・洪水・暴風などの気象情報）
- ② 全国瞬時警報システム（J-アラート）からの速報（地震や津波に関する情報、他国からの武力攻撃などの有事情報）
- ③ 市民生活に係る重要な情報（交通安全運動、火災予防・防災の広報、PM2.5や断水などの重要な情報）
- ④ 試験放送（1日2回、正午と17時に音楽が流れます）

海拔表示について

津波被害軽減対策の1つとして海拔情報を表示しています。地域の皆さんや観光客などへの情報提供を行うことを目的とし、海拔4m以下の地域に設置されている防災行政無線のアンプ類ボックス部分に貼り付けています。

防災行政無線は電話でも聞けます！

「防災行政無線で放送が流れたが、聞き取れなかったのもう一度聞きたい」そんな要望に応えるため、市ではテレドームサービスを導入し、同時にたくさんの人が、電話で再度放送を聞けるよう整備しています。

テレドームサービス（☎0180-999-987）で聞ける内容

⇒直近3回分の放送で72時間以内の放送内容

放送日時が冒頭で流れます。新しい放送から順に聞くことができ、古い内容は自動的に削除されます。

※消防局から放送された分が録音されますので、支所からの放送分は聞くことができません。



防災行政無線子局の拡声スピーカー。放送が届く範囲は1基当たり半径約300m。現在、市内に551基を設置



子局のアンプ類ボックス部分に貼られた海拔表示。現在、市内約80カ所に表示されている

防災行政無線テレホンガイド
0180-999-987
※通話料が必要。

火災に関するテレホンガイド
0180-999-999
※通話料が必要。

切り取って自宅の電話機やその近くに貼ったり、携帯電話と一緒に持ち歩くと便利です。

※海外からの国際電話、一部IP電話等、プリペイド式携帯電話、列車公衆電話からは利用できません。

④防災危機管理局 ☎23-9258